田原市告示第８３号

次の者に係る軽自動車税の督促状は、送達すべき住所又は居所が不明のため送達不能につき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により告示する。

保管の督促状は、所在判明次第交付する。

令和８年１１月１７日

田原市長　山　下　政　良

督促状の発行日　令和８年９月１８日

送達する書類名	通知書番号	氏名
令和８年度軽自動車税督促状全期分 各１通	8182 8183	柴田　亮太
令和８年度軽自動車税督促状全期分 １通	9467	西山　正規
令和８年度軽自動車税督促状全期分 １通	34429	ＫＨＡＴＩＷＡＤＡ　ＣＨＩＲＡＮＪＩＶＩ
令和８年度軽自動車税督促状全期分 各１通	36799 36800	宮城　善行